

各 位

会 社 名 滝 沢 ハ ム 株 式 会 社
 代表者の役職名 代表取締役社長 瀧澤 太 郎
 本店所在地 栃木県栃木市泉川町 556
 (J A S D A Q ・ コード番号 : 2 2 9 3)
 問い合わせ先 管理本部長 山 口 輝
 電 話 番 号 0282-23-5640

定款一部変更に関するお知らせ

平成 21 年 5 月 25 日開催の当社取締役会において、定款一部変更に関し平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 59 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定時株主総会開催予定日 平成 21 年 6 月 26 日 (金)
2. 変更の理由
 - (1) 今後の事業展開に備え、当社の事業目的を追加するものであります。
 - (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、当社定款のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。
3. 変更の内容
 変更の内容は次のとおりです。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食肉の加工および販売 2. 食肉加工品の製造および販売 3. 家畜の売買、交換、斡旋および飼育 4. レトルト食品、惣菜類の製造および販売 5. 調味料、香辛料の製造および販売 6. 乳製品、パン・菓子類の製造および販売 <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. 酒類、清涼飲料水の販売 8. 牧場の経営 9. 料理飲食店の経営 10. 損害保険代理業 11. 貨物自動車運送事業 12. 不動産の売買、貸借およびその仲介 13. 前各号に附帯する一切の業務 	<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食肉の加工および販売 2. 食肉加工品の製造および販売 3. 家畜の売買、交換、斡旋および飼育 4. レトルト食品、惣菜類の製造および販売 5. 調味料、香辛料の製造および販売 6. 乳製品、パン・菓子類の製造および販売 7. <u>農産物および水産物の販売</u> 8. 酒類、清涼飲料水の販売 9. 牧場の経営 10. 料理飲食店の経営 11. 損害保険代理業 12. 貨物自動車運送事業 13. 不動産の売買、貸借およびその仲介 14. 前各号に附帯する一切の業務

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p><u>第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p><u>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>第12条～第48条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p><u>第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>第11条～第47条</u> (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
(新 設)	<p><u>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

以 上